

国立大学法人旭川医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する要領を次のように定める。

(令和元年8月7日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部を改正する要領

国立大学法人旭川医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第7条（略） （相談体制の整備）</p> <p>第8条 障害者，その家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は，次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学生に関する分野 教務部学生支援課 (2) 入試に関する分野 教務部入試課 (3) 図書館に関する分野 教務部図書館情報課 (4) 病院に関する分野 病院事務部医療支援課 (5) 第1号から前号までに掲げるもの以外の分野 総務部<u>人事課</u> （紛争の防止等のための体制の整備）</p> <p>第9条～第11条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は，令和元年8月7日から実施し，改正後の第8条の規定は，平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである</p>	<p>第1条～第7条（略） （相談体制の整備）</p> <p>第8条 障害者，その家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるための相談窓口は，次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学生に関する分野 教務部学生支援課 (2) 入試に関する分野 教務部入試課 (3) 図書館に関する分野 教務部図書館情報課 (4) 病院に関する分野 病院事務部医療支援課 (5) 第1号から前号までに掲げるもの以外の分野 総務部<u>総務課</u> （紛争の防止等のための体制の整備）</p> <p>第9条～第11条（略）</p>